

最高裁上告断念に係る申入書

2021年7月19日

広島市長 松井 一實 殿

広島県知事 湯崎 英彦 殿

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

【申し入れ】

2021年7月14日、広島高裁は「黒い雨訴訟」控訴審において、貴殿らの控訴を棄却し、原告全員に再び被爆者健康手帳の交付を命じた。判決の内容は原告らの完全勝利であって、貴殿らは以下に述べる理由によって、この判決を受け入れ、最高裁上告を断念すべきであると申し入れる。

【理由】

1. 内部被曝被害の可能性を認めた画期的判決

本訴訟は、広島における「黒い雨」に曝露した者の、「被爆者」該当性を問う初めての訴訟である。この意味で本訴訟は、広島原爆で内部被曝被害が単独で存在したかどうかを問う最初の訴訟である。

この点で、これまでの被爆者援護行政の根本的な見直しを迫ると共に、福島原発事故で大量に放出された放射能による広範な内部被曝被害に本格的に対処する必要性も強く示唆している。

原爆で発生した放射性微粒子や放射性希ガスによる内部被曝と、福島原発事故で発生したそれらによる内部被曝の間には、何ら質的違いはないからである。

2. 高裁判決は原審地裁判決を一層深めた

高裁判決はその要旨で、被爆者援護法1条3号に該当するものとして(争

点2)「原爆の放射能により、健康被害が生ずることを否定することができない事情の下におかれた者」と判示している。これは原審広島地裁判決の判示をさらに一層深彫りしたものといえる。

さらに判決は、黒い雨に遭った者は被爆者援護法1条3号に該当するかどうか(争点3)について、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないもの」と明確に判示している。これは現に何らかの疾病を発症しているかどうかに関わらない。疾病発症を1条3号該当の要件とした原審よりさらに内部被曝被害の本質に肉迫した判示である。内部被曝被害は、超長期にわたって健康被害を人にもたらすものであり、現に発症しているかどうかを問題とすべきではないからである。

続いて判決は、

「黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、たとえ黒い雨に打たれていなくても、空气中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むこと」

で内部被曝被害は生ずると説示し、原告全員を1条3号の該当者として認定している。この点も内部被曝被害の源泉を正しく認識した判決といえる。

3. 「大雨降雨域」による線引きはできない

判決は「黒い雨降雨域の範囲」(争点4)について従来の「宇田雨域」に加え、「増田雨域」、「大瀧雨域」を挙げ、「宇田雨域の範囲外であるからといって、広島原爆の投下後に黒い雨が降らなかったとするのは相当ではなく、実際の黒い雨降雨域は、宇田雨域よりも広範であったと推認される。」と述べ、大雨であったかなかったかで、被爆者認定の線引きはできない、3つの雨域のいずれか一つに居住が確認されれば、黒い雨被爆者と認定すべき、と述べている。けだし内部被曝被害は、その被害発生の範囲を簡単に線引きできない、常にホットスポット状、まだら状に被害発生範囲が生ずるのであって、ここでも高裁判決は、内部被曝被害の本質を摘出している。

4. 高裁判決は福島原発事故後の内部被曝被害対策への指針

前述のごとく、原爆で発生した放射性微粒子や放射性希ガスによる内部被曝と、福島原発事故で発生したそれらによる内部被曝の間には、何ら質的違いはない。「黒い雨」で内部被曝被害が発生したのなら、福島事故でも内部被曝被害が発生している筈である。それも、元となる放射性物質(ウラン235)の量を考えれば、福島原発事故による内部被曝被害は、「黒い雨」のその数千倍の規模で発生している。その超長期にわたる内部被曝被害は、黒い雨

被害者に鑑みれば、これから本格的にわれわれ日本社会の間に立ち現れてくるというべきであろう。この問題に対処する基本的考え方は、今回高裁判決に明示されている。この意味で高裁判決は、福島原発事故で発生する内部被曝被害を最小限に抑制、あるいは緩和するための指針ということができる。決して闇に葬ってはならない。

5. 上告を断念すべき理由

今回黒い雨訴訟の原告は84名である。7月14日の高裁判決までにその84名のうち14名がすでに鬼籍に入った。残された時間はあまりにも少ない。被告広島市及び広島県、そして参加行政庁である厚生労働省は、最高裁に上告して徒に時間の引き延ばしを計るべきでない。

また2000年4月改正・施行の地方自治法の定めによれば、広島市、広島県は被爆者認定の法定受託事務において、自主的にその判断ができるのである。旧地方自治法時代の機関委任事務とは大きく異なっている。今回も広島市及び広島県が、厚生労働省の意向に盲目的に従うとすれば、現行地方自治法の立法趣旨（地方自治の自主性強化）に反するばかりか、広島市民及び広島県民に対する背信行為になることを知るべきであろう。

今回被告は広島市及び広島県である。厚労省は参加行政庁に過ぎない。被告広島市及び広島県が上告を断念しさえすれば、参加行政庁である厚労省は独自に最高裁上告はできない。

また厚労省は、憲法92条から95条（「地方自治」）と現行地方自治法の定めを尊重し、広島市及び広島県の地方自治自主性を認めるべきである。予算措置の締め付けなどの報復措置の脅しをかけるべきではない。さようなことをすれば、新型コロナパンデミック対策で、厚労省に対する国民の信頼を失っている現状にさらに拍車をかけることになる。国民は見るべきところをちゃんと見ている。

さらにこれまで述べた理由以上に、今回高裁判決が、福島原発事故後、日本社会を覆う内部被曝被害に対処する、一つの重要な指針となっていることを忘れるべきではない。今回高裁判決を受け入れ、被爆者援護行政の根本的見直しを計ることこそ、福島原発事故後の、日本社会における正しい内部被曝被害対策への第一歩となることを知るべきであろう。

広島市、広島県及び厚労省は最高裁上告を断念すべきであると強く申し入れる。

以上

【申入書発出団体】

原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）

住所：〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉 140-1
電話：080-2805-9004

伊方原発広島裁判原告団

住所：〒733-0012 広島県広島市西区中広町 2-21-22-203
電話：090-7372-4608

福島原発事故被害救済九州訴訟原告団

住所：〒839-1308 福岡県うきは市吉井町八和田 633
電話：090-9530-3148

原発賠償関西訴訟原告団

住所：〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 2 丁目 8 番 1 号
大江ビル 405 号
電話：06-6363-3705

「避難の権利」を求める全国避難者の会

住所：〒004-0064 北海道札幌市厚別区厚別西四条 2 丁目 6-8-2
中手方
電話：080-1678-5562

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

住所：〒612-0066 京都市伏見区桃山羽柴長吉中町 55-1
コーポ桃山 105 号 市民測定所内
電話：090-1907-9210

福島原発かながわ訴訟原告団・支援する会

住所：〒231-0011 横浜市中区太田町 4-55
横浜馬車道ビル 6 F 馬車道法律事務所内
電話：090-2742-5572